

香川県子どもの貧困対策推進計画（仮称）素案について

提出されたご意見とそれに対する県の考え方

問い合わせ先

子育て支援課 総務・少子化対策グループ

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

電話:087-832-3282/FAX:087-806-0207

E-mail:kosodate@pref.kagawa.lg.jp

平成27年7月6日から平成27年8月5日までの1カ月間、香川県子どもの貧困対策推進計画（仮称）素案について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、3名から10件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございました。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

〈ご意見の提出者数〉

個人 2名

団体 1名

〈提出されたご意見の数〉

10件

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
ひとり親家庭は多くあり、親は朝から夜中まで働き、子どもは親に構ってもらえず、学校に行かなかったり、ゲームなどをして現実逃避をする。親は仕事ばかりするため友人ができず、友人に相談することもしない。実態が把握されていないので、対策が練られていない。	ひとり親家庭の生活実態について把握するため、平成26年度に「香川県ひとり親家庭等実態調査」を実施し、県内在住のひとり親家庭等の親など約1,000人の方から、子どもについての悩みや子ども以外についての悩み、保護者の就業状況、家計の状況、行政や福祉制度に対する要望などにご回答いただいております。また、これらの実態把握を踏まえて、ひとり親家庭に対して母子・父子自立支援員による相談や子どもの学習支援などの施策を実施しており、その旨計画にも盛り込んでおります。 なお、調査結果の概要については、平成26年度に策定した「香川県ひとり親家庭等自立促進計画」に記載し、県の子育て支援課のホームページに掲載しております。

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>親がリラックスしながら食事を取ること で、子どもに優しくでき、親に時間ができ ると思う。食事がうまく取れない家庭へ食 事を提供したり、放課後子供教室のように 子どもが気軽に立ち寄れる場所の指定をす ることで、家庭的な環境での勉強、体験、 食事が解決するのではないかと思う。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、子ど もの貧困対策を推進していく上で、参考に させていただきます。</p> <p>なお、すべての児童が放課後を安全・安 心に過ごし、多様な活動や体験を行うこと ができるよう、放課後児童クラブと放課後 子供教室の充実を図っているところですが、 ご提案を参考に、市町とも連携しながら、 一層の充実を図ってまいります。</p>
<p>ひとり親家庭は、アパートの入居が難し いと聞いた。良い家主に巡り合えたら入居 できるというのではなく、システムとして、 どの不動産会社に行っても安心して入居で きるという配慮があるといいと思う。</p>	<p>ひとり親家庭の方が抱える住宅など生 活基盤上の諸問題については、県及び市の 福祉事務所の母子・父子自立支援員が相談 を受けております。</p> <p>また、低所得世帯向けとして、県営住宅 の登録入居の申込みを行うことにより、ひ とり親家庭の方等が優先的に入居するこ とが可能です。</p>
<p>現状把握の中で各種数値があげられてい るが、素案では数値目標が掲げられていな い。ぜひ5年間での数値目標を設定し、取 り組みを進めて欲しい。（特に全国と対比 して劣る項目については設定すること。）</p>	<p>全国との比較を含め、本県の子どもの貧 困の状況を把握し、施策の効果等を検証・ 評価するために指標を設定し、様々な支援 のための具体的な取り組みを進めていくこ ととしております。</p> <p>なお、国の大綱におきましても、子ども の貧困対策を総合的に推進するに当たり、 関係施策の実施状況や対策の効果等を検 証・評価するために指標を設定しており、 数値目標は掲げられておりません。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>子ども・保護者ともに、相談や支援内容は複数かつ複合的にあると思われる。相談窓口がいろいろあるが、一本化・ワンストップ化を指向してほしい。また、周囲の者（近所・親類等）が問い合わせ等できる相談窓口も設け周知を図ってほしい。</p> <p>そのことと合わせ、県が主導し、市町・外郭団体等を巻き込んだ子ども見守りネットワーク等の構築を検討してほしい。</p>	<p>子どもの貧困対策を行う関係部局が多岐に渡り、現時点では相談窓口等の一本化は難しい状況であります。そのため計画の策定後、子どもの貧困対策に関する事業や相談窓口等についてまとめた冊子を作成・配布する予定です。この冊子は、支援を必要としている方のもとへ確実に届け、有効に利用していただきたいと考えております。</p> <p>地域での子どもの見守りについては、虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、市町ごとに、関係機関、関係団体などで構成される要保護児童対策地域協議会の設置を推進してまいります。</p>
<p>教育支援において「学校をプラットフォームとした対策」とあるが、不登校等の対策としてフリースクール等も対象とすべきであり、その支援策を検討してほしい。</p>	<p>不登校等の児童生徒も含めて、学校に在籍するすべての児童生徒を教育相談の対象として支援しているところです。</p>
<p>地域・企業や各種団体との連携は重要と考える。いろいろな学習機会や連携方法を模索し、社会教育を実践してほしい。その場合、地域での人財投資との位置づけで、企業等からの各種支援を募ってみてはどうか。</p>	<p>県教育委員会では、地域・企業や各種団体と連携した取組みとして、平成 26 年度に「香川県家庭教育サポート企業協定制度」を創設しました。この制度は、協定を締結した企業等が、従業員の方々に家庭の役割や子どもとの関わりなどについて啓発を行うもので、各家庭の教育力の向上を図ることを目的としております。また、本年度は新たに、子どもや保護者の地域活動への積極的な参加を促し、地域の教育力を活用した「子育て」「親育ち」を実践するため、地域活動の意義や魅力を小冊子に取りまとめ、保護者等に配布・啓発することとしております。これらに関しては、教育基本計画に盛り込んでおり、総合的に取り組むこととしております。</p> <p>今後、地域や企業等との連携の一層の充実等について検討してまいります。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>奨学金等の教育資金に関し貸付によるものが多いと考える。貧困世帯に限っての、給付方式や一部給付方式、貸付でも無利子枠の拡大を検討すること。</p>	<p>本県の高等学校等奨学金は、返還金を次の世代の奨学金の原資とする運用を行っており、限られた財源を効率的・効果的に活用する必要があることなどから、返還が困難な者には返還猶予制度を設けたうえで、無利子で貸与しております。</p> <p>また、本県の大学生等奨学金制度は、将来、勤労者となり収入を得ることを想定していること、限られた財源を有効に活用する必要があることなどから返還が困難な者には返還猶予制度を設けたうえで、無利子で貸与しておりますが、卒業後、一定期間、県内に居住し、県内で就業している場合に、奨学金の返還額の一部を免除することを特色としています。</p> <p>なお、平成 26 年度の高等学校等の入学生から学年進行により、非課税世帯等で高校生等のいる保護者等に対して、授業料以外の教育費を支援するため、年 1 回奨学のための給付金を支給しております。</p> <p>その他の奨学金制度においても、一定条件を満たした場合には返還額を免除できるものもあります。いただいたご提案につきましては、今後の奨学金制度を充実していく上で、参考にさせていただきます。</p>
<p>「児童養護施設等を退所した児童のアフターケア」について、計画素案では「アパートの賃貸時の保証人への損保保険料の補助」が記載されているのみであり、その他の支援については触れていない。県立児童自立支援施設を始め、民間の児童養護施設においても、社会に出た退所児童に十分なアフターケアを行っていく方法を検討して欲しい。</p>	<p>児童養護施設等を退所した児童へのアフターケアについては、アパートの賃貸時の保証人への損保保険料の補助のほか、相談体制の整備、自立援助ホームの設置促進、未成年後見人への報酬補助等の支援、普通自動車運転免許の取得費用の補助などを具体的な取組みとして計画に盛り込み、施策を推進することとしております。</p>
<p>よりよい計画だと思うが、たくましい精神が育つ環境を視野に入れ、過保護にならないよう配慮することも重要である。社会の役に立つ人を育てることを親にも意識していただきたい。</p> <p>貧困生活の中、計画に該当しない人への対策等はあるか。</p>	<p>計画は、貧困の状況にある全ての子どもに対し施策を実施し、広く支援するためのものであります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、子どもの貧困対策を推進していく上で、参考にさせていただきます。</p>